

規制の事前評価の点検結果について

1. 規制の事前評価について

規制は、特定の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの。

したがって、規制の事前評価の実施・公表を通じ、規制の質の向上を図るとともに、広く国民の理解を得ることが重要。

【規制の事前評価の主な項目】

- ・ 規制により得られる便益が、規制がもたらす費用を上回るか
- ・ 規制のレビューを行う時期・条件が明示されているか

総務省は、規制の事前評価の質の向上を図るため、規制の事前評価書の点検を実施。

(今般(平成27年7月30日)、法律レベルの規制の新設・拡充(第189回国会提出分計79件)を点検・公表)

2. 規制の事前評価に係る問題

規制の事前評価には、主に以下のような問題が存在。

● 政策の見直し・改善への一層の活用

【評価そのものの問題(分析の質)】

- ・ 項目ごとに必要な説明が不足
例) 費用・便益として見込まれる要素が不足
便益が費用を正当化できるかが明らかにされていない
- ・ 定量化が不十分
※ 今般の公表対象のうち、定量化されたもの：1件

【意思決定プロセスとの関係の問題】

- ・ 評価と規制の企画・立案のタイミングのズレ

● 各省担当者の作業負担の問題

- ・ 評価が規制の企画・立案に十分活かされず、評価自体が目的化

3. 今後の対応

第1回政策評価制度部会で設置された「規制評価WG」において、①評価の質の向上、②評価の活用の推進、③メリハリのある評価の実施を中心に、個別の評価を基に、改善方策を検討。